

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、銀行業を中心とした企業グループとして高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献するという重大な使命と責任を負っております。その責務を果たし、経営目標である企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスが経営の重要課題であると認識しており、法令等遵守はもとより、経営の健全性、効率性、透明性を高めるための各種の取り組みを行い、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,068,000	6.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,169,000	4.42
トマト銀行職員持株会	4,103,683	3.51
株式会社みずほ銀行	3,600,115	3.08
株式会社もみじ銀行	3,404,879	2.91
株式会社中国銀行	3,390,435	2.90
朝日生命保険相互会社	2,660,000	2.27
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	1.71
岡山県	1,980,000	1.69
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,921,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 洋	公認会計士								○			
上岡 美保子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 洋	○	小川洋氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 また、当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人に平成18年6月まで所属しておりました。その後、平成25年4月まで顧問公認会計士として顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、税理士、公認会計士としての高い見識と、地域金融機関の経営者としての経験などから高い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができるかと判断し、独立役員に指定しております。
		上岡美保子氏とは、一般預金者としての	東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたり独立行政法人日本貿易振興機構の幹部職員として培った経験と幅

上岡 美保子	○	経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	広い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができるかと判断し、独立役員に指定しております。
--------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

・監査役と会計監査人の連携状況
監査役は会計監査人と定期的に協議を行うとともに、会計監査の実施状況等について随時、意見交換を行うなど、監査の適切性と実効性を高めています。また、監査役・監査部・会計監査人による意見交換会を年2回実施しており、組織レベルで改善すべき問題や財務報告に係る内部統制の有効性等の問題について協議しております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と監査部は、監査の適切性と実効性を高めるため、毎月協議を行い相互の連携を図り、組織レベルで改善すべき問題や全社的なコンプライアンス等の問題について協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
板野 次郎	弁護士									○				
吉岡 一巳	税理士													
三宅 昇	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

板野 次郎		板野次郎氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家に判断に影響をおよぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 また、同氏と当社間で顧問契約を締結し、顧問料および報酬等を支払っておりますが、当該顧問料および報酬等の取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	弁護士としての経験、知識に基づき、取締役の業務執行に対する適切な監督を行うこと、並びに中立的な立場から客観的に監査意見を表明することを期待して社外監査役に選任しております。
吉岡 一巳	○	——	東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる税務行政の経験と、税理士としての高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。
三宅 昇	○	三宅昇氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家に判断に影響をおよぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 また、同氏は当社の取引先である公益財団法人岡山県産業振興財団の理事長を務めております。 当社は、公益財団法人岡山県産業振興財団および同氏の出身元である岡山県との間に預金・貸出金等取引がありますが、公益財団法人岡山県産業振興財団との取引の規模や性質に照らして、また岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる地方行政の経験と、組織のトップとしての経験から高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
取締役へのインセンティブとしてストックオプション制度、業績連動型報酬制度等の付与については現在実施しておりませんが、今後検討していきたいと考えております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

報酬については、有価証券報告書及び事業報告にて取締役・監査役別に各々の総額を開示するとともに、社外役員への支給総額についても開示しております。
平成26年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。なお、役員報酬には、役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

	役員報酬	役員賞与
・取締役	185百万円(うち社外取締役 7百万円)	一百万円
・監査役	24百万円(うち社外監査役8百万円)	一百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主による監視が働く仕組みとなっております。
各取締役の報酬額は取締役の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。
取締役及び監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める基準の範囲内において贈呈しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・取締役会の決議のうち重要な案件については、社外取締役・社外監査役へ適宜事前説明を行います。また、その他取締役会の議案に関して事前説明の要望がある場合や業務運営に関する質問等に対しては、その都度対応しております。
監査役の監査を補助する体制の充実を図るため、監査役室を設置し、監査役を補助するスタッフ1名を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社の取締役会は、平成27年6月末現在、取締役10名(男性9名・女性1名、うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、毎月1回及びその他必要に応じて開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。
・常務会は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役で構成され、原則、毎月3回開催し、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定するとともに効率的な業務運営を行っております。
・内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
内部監査については、取締役社長を担当役員とする「監査部」(平成27年6月末現在、人員8名)を設置しており、業務執行部門から独立した立場で当社並びに子会社・関連会社の内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。内部監査の結果については、定期的に常務会及び取締役会に報告するとともに、監査役にも報告する体制としております。また、内部監査の結果に基づき、内部管理態勢の適切性・有効性並びに問題点の改善策等について業務執行部門との協議を毎月行っております。
・監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役3名)からなる監査役会が取締役の職務執行状況を監査しております。なお、社外監査役のうち1名は税理士資格を有していることから、財務・会計に関する知見を有しております。
監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等からの報告内容の検証、当社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じることとなっております。
監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深め、適正な経営の監視を行っております。
・当事業年度にかかる監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人に所属する村田賢治氏、伊加井真弓氏の2名で、2名とも継続監査年数は7年以内であります。監査業務に係る補助者の構成は公認会計士8名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、常勤監査役1名並びに社外監査役3名(うち独立役員2名)で構成されております。
常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有しております。
社外監査役は、中立の立場から客観的な監査意見の表明に努めております。また、監査に関する重要な事項の報告、協議、決議を行うことを目的にすべての監査役で組織する監査役会を設置し、原則3か月に1回及び必要に応じて開催しております。さらに、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役が常務会にも出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。
このような態勢により当社のコーポレート・ガバナンスが十分機能していると思われることから、現在の機関形態を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会の招集ご通知を平成27年6月10日（16日前）に発送いたしました。
その他	事業報告の主要な事項については、大型スクリーンを使用し、表やグラフなどをビジュアル化し、株主の皆さまに分かりやすい説明を行うことを心がけております。 当社のホームページに株主総会招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年度は、日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向け会社説明会（9月 参加者140名）や合同IR説明会（12月 参加者 79名）に参加し、取締役社長が当社の概要、決算内容、経営戦略等についてご説明いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算短信、半期ごとに決算説明資料、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部 IR事務連絡責任者：経営企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人をつくり、人につくす」を企業理念とし、当社のあるべき理想の経営目標として、次の5つのバンキング目標を掲げております。 1.当社と取引するすべての関係者に経済的、文化的満足を提供する。 2.新たな豊かさを求める生活者にふさわしい、適切な金融サービスと情報のメリットを提供する。 3.変化する活動環境の中で、自らの限界に挑戦しようとする事業体の活動を多面的に支援する。 4.国際的に評価される企業、文化の育成につとめ、地域の発展に貢献する。 5.社員主役の生気にあふれた、規律正しい職場づくりと、独自の企業文化形成をめざす。 そして、これらの思想を、コーポレート・スローガン「にんげん大好き」に託して、「ヒューマンバンク」の理想のもとに、人びとの幸せにお役に立つ銀行、人と人とのふれあいを大切にしたい親しみやすい銀行を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	●環境保全活動への取り組み 当社は、平成21年9月に「トマト銀行環境方針」を制定し、環境保全活動を体系的かつ継続的に実施しております。トマト環境格付融資やトマトECO（エコ）定期預金の取り扱いなど、業務を通じた環境保全活動に積極的に取り組んでいるほか、紙・電気使用量の削減など、当社オフィスにおける環境配慮活動にも全社を挙げて取り組んでいます。 ●地域社会への貢献に向けた取り組み スポーツを通じた地域貢献活動として、お預入総額に応じて地元サッカーチームに強化資金を贈呈する応援定期預金の取り扱いや、金融教育を通じた地域貢献として、小学生を対象にお金の動きや銀行の役割などについて学んでいただく「夏休み！こどもトマト銀行たんけん隊」を開催するなど、地域活性化につながる取り組みを積極的に推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の経営方針や経営内容等について、ディスクロージャー誌、ホームページ、決算関係資料等により、積極的に開示しております。
	●女性の活躍促進に向けた取り組み 当社は、女性が幅広く活躍できる企業や働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。これまでに、女性社員の意見を経営に反映させることを目的に女性委員会を設置し、退職した女性社員を再雇用する「トマトCOMEBACK制度」、社員の仕事と育児・介護の両立をサポートするための「短時間勤務制度」等を整備しているほか、社員向け研修に女性の活躍推進を目的としたプログラムを導入しております。 また、当社は女性が意欲をもって活躍できる職場環境の整備を進め、多くの女性社員が、営業店長などの管理職や、業務運営の中心的な役割を担う役職者として活躍できる企業を目指し、「女性のエンパワメント原則（WEPPs＝Women's Empowerment Principles）」に署名し

その他

ております。

※「女性のエンパワメント」とは、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することをいいます。

※「WEFs」とは、国連女性開発基金と国連グローバル・コンパクトが共同作成し、平成22年3月8日の国際女性デーに発表したもので、企業やその他の民間団体が女性の登用とエンパワメントに取り組むための7つのステップを表している国際的な原則です。

平成26年度には、女性の活躍をより強力に推進し、社員一人ひとりが個性や能力を最大限発揮できる環境を整備するため、女性委員会を「女性活躍推進委員会」に改称したほか、仕事と家庭の両立に向けた取り組みとして、特別休暇制度「ワークライフバランス休暇」を創設いたしました。また、女性の活躍推進は、銀行全体の生産性の向上にもつながるものであるとの認識のもと、平成27年6月26日付で、人事部内に女性管理職をチームリーダーとした「ダイバーシティ推進チーム」を設置するなど、女性が高い意欲を持ち、その能力を存分に発揮できる環境づくりに積極的に取り組んでおります。

なお、当社においては取締役10名のうち1名（社外取締役）が女性です。

平成27年6月末時点で、「指導的地位（係長クラス以上）」に占める女性の割合は、12.9%となっております。

役職別女性登用人数（平成27年6月末時点）

支店長（管理職）クラス	6名
代理クラス	10人
係長クラス	29人

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において決議した以下の「株式会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」に基づき、内部統制の充実強化を図ることとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。
- (2) 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程にトマト銀行取締役行動規範を定める。
- (3) 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。
- (4) 取締役会は、法令等遵守方針に基づき法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役職員行動規範において使用人の行動基準を定める。
- (5) 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知する。
- (6) コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各店にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の徹底を図る。
- (7) 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各店においても定期的にコンプライアンス研修を行う。
- (8) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。
- (9) コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。
- (10) 事故防止のため、従業員の人事ローテーションを定期的実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務、僚店間トレード制度などにより、職場離脱を実施する。
- (11) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。
- (2) セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産（情報および情報システム）や個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理（基本）規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。
- (2) リスク管理の統括部署を設置し、リスク管理を一元化管理する。
- (3) 内部監査部署として監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。
- (4) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。
- (5) 大規模災害の発生による損害で通常業務を行うことができなくなった場合を想定して業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合には随時開催できる体制とする。
- (2) 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定する。
- (3) 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。
- (2) 当社は、グループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。
- (3) 当社の監査部が関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。
- (4) 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社グループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の職務を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規程に違反した行為があると認料するときは、直ちに監査役へ報告する。
- (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議をする。
- (2) 監査役が、取締役会はもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。

- (3) 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
- (4) 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力への、(1)組織としての対応、(2)外部専門機関との連携、(3)取引を含めた一切の関係遮断、(4)有事における民事と刑事の法的対応、(5)不適切な便宜供与や資金提供の禁止について明記し、対外的にも公表しております。

また、コンプライアンス基本方針の一つとして「反社会的勢力との対決」を掲げ、銀行業務の公共的使命と社会的責任の重要性に鑑み、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは、断固として対決することとし、組織的に体制整備を図っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部署をリスク統括部お客さま相談室、統括責任者をリスク統括部お客さま相談室担当役員とし、営業店における反社会的勢力等への対応については営業店長を統括責任者とする等の社内体制を整備しております。

また、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力の定義、情報収集・管理・活用方法、平時・有事の対応方法、報告ルール、組織体制等について明確化するとともに、マニュアルについては全社員に配付し研修等で周知徹底することにより、全社的に反社会的勢力との取引防止や不当要求による被害防止に向け取組みを進めております。さらに、反社会的勢力等排除に向けた取組みの強化を目的に「反社取引対応委員会」を設置し、関係会社を含めて反社会的勢力等に関する情報を一元管理・収集するなど、反社会的勢力等との取引の未然防止態勢を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、株主及び投資家の皆さまに正確かつ公平な情報を開示するため、証券取引所の定める適時開示に関する規則に掲げられた情報を迅速に公開すると共に、当社を理解していただくための有用な情報を積極的に開示しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、取締役会等での決議、決定が行われた後、適時開示規則に則り速やかに開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実の情報を入手した場合は当該部署において事実確認を行うとともに、経営企画部に情報が集約され、担当役員に報告を行ったうえで、適時開示基準と照合し、開示の必要性を検討します。開示の必要性ありと判断した場合には当該部署と協力のうえ開示資料を作成し、経営者に報告した後、速やかに開示を行っております。

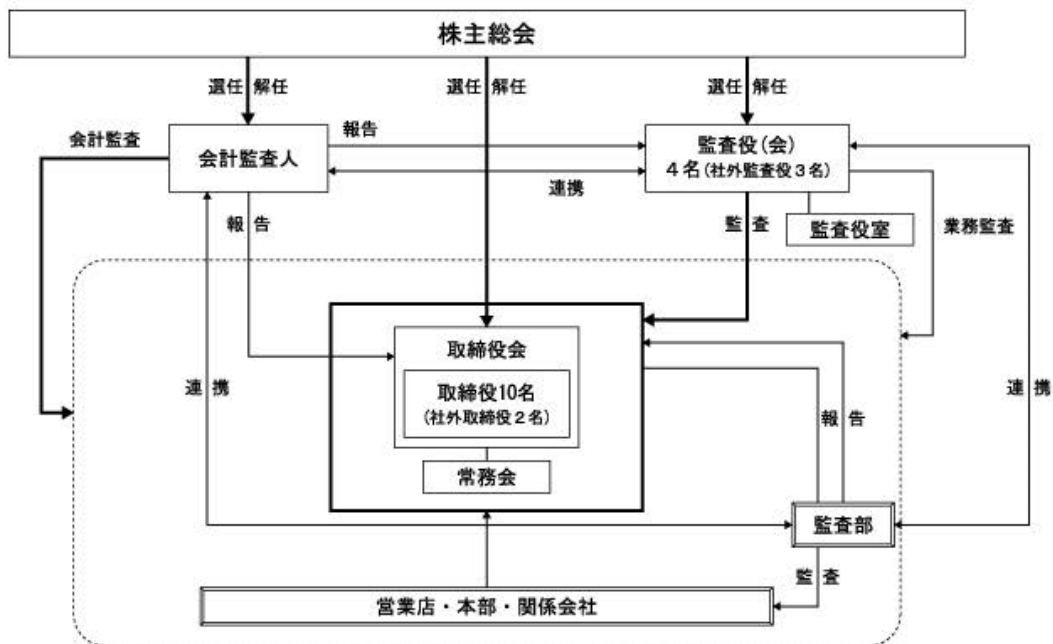
(3) 決算に関する情報

決算財務情報は、適時開示規則に則り決算短信等の定められた様式に沿って開示情報として取りまとめ、取締役会による承認を受けた後、同日に開示を行っております。

(4) その他

その他の重要な情報についても、上記(1)～(3)の場合に準じて、速やかに開示を行っております。いずれの場合も、必要に応じて会計監査人並びに弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な開示に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

